

羽島市告示第108号

市有財産（自動車）の売払いに関する一般競争入札公告

次のとおり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成22年7月20日

羽島市長 白木 義春

1 一般競争入札に付する事項

以下の自動車を入札に付し、売り払う。

物品（自動車）

物件番号	車名	年式	型式	登録番号	車検	予定価格（円）
羽島K-1	ニッサン サニー	平成7年式	E-FB14	岐阜77ゆ9599	平成22年8月	15,000

備考 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とする

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(2) 羽島市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、順守することができるものであること。

(3) 3の(3)により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みを行った者であること。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒501-6292 羽島市竹鼻町55

羽島市総務部管財課管理係

電話 (直通) 058-392-1119

#### (2) 市ガイドライン及び物件説明書の交付期間及び交付方法

##### ア 交付期間

平成22年7月20日(火)午後1時から平成22年8月6日(金)  
午後2時まで

##### イ 交付方法

ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)及び羽島市のホームページからダウンロードするものとする。

公有財産売却システムURL <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

羽島市ホームページ(市有財産売払い)URL

<http://www.city.hashima.lg.jp/>

#### (3) 入札参加申込みの方法

ア 今回の売払いは、公有財産売却システムを利用し、一般競争入札を行うこと。

イ 入札参加希望者は、平成22年8月6日(金)午後2時までにあらかじめ公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。

ウ 入札参加希望者は、アの申込手続が完了した後、公有財産売却一般競争入札参加申込書に住民票の写し(法人にあっては登記簿謄本)及び印鑑証明書を添付して、平成22年8月6日(金)まで(郵送の場合は、平成22年8月6日までの消印があるものを有効とする。)に羽島市総務部管財課管理係に提出し、一般競争入札への参加を申し込むこと。

なお、期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができないものとする。

#### (4) 入札保証金に関する事項

入札参加者は、予定価格の100分の10の額の入札保証金を市の指定する納付方法により入札の前に納付すること。

(5) 入札手続等に関する事項

ア 入札の期間

平成22年8月19日(木)午後1時から平成22年8月26日(木)  
午後1時まで

イ 入札の方法

入札は、公有財産売却システムにより入札価格を登録するものとする。  
なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

ウ 開札の日時

平成22年8月26日(木)午後1時

エ 開札の場所

羽島市役所3階 羽島市総務部管財課

〒501-6292 羽島市竹鼻町55

羽島市総務部管財課管理係

電話 (直通) 058-392-1119

オ 開札の方法

開札は、公有財産売却システムにより行うものとする。

(6) 契約条項を示す場所

3の(5)のエに同じ。

(7) 落札者の決定方法等に関する事項

ア 落札者の決定方法

落札者は、1の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

イ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

ウ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止における損害は、入札者の負担とする。

エ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

オ 郵便による入札は、認めないものとする。

#### 4 契約手続等に関する事項

##### (1) 契約書作成の要否

要

##### (2) 売買代金の決定・支払方法

売買代金は落札者が入札した金額とする。支払は契約締結時に、3の(4)の入札保証金を契約保証金に充当し、契約締結の後、市が指定する方法により、売買代金と契約保証金との差額を平成22年9月8日(水)までに納付するものとする。

#### 5 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(3) 詳細は、市ガイドライン及び物件説明書による。